

## 2. 関係機関等の役割分担と機能強化及び地域ネットワークの拡充

### 1. 児童相談所のアセスメント機能の強化

一時保護を含め、児童相談所におけるアセスメント機能の充実・強化を図るとともに、里親や施設に措置された後の継続的なアセスメントとこれに基づくケアを提供する必要がある。

- 一時保護を含めた児童相談所のアセスメント機能の充実強化が必要
- 里親・施設に措置された後の継続的なアセスメントとこれに基づくケアの提供が重要

- 児童相談所等の体制の強化
- 一時保護から措置解除までの各段階におけるアセスメント等について、必要な事項の標準化

→子どもに対する適切なアセスメントと継続的なケアを行う体制整備

### 2. 家庭支援機能の強化

親子分離まで至らないケースや家庭復帰後の支援など、家庭における子どもの健やかな育ちを支援をする体制を整備する必要がある。

- 保護者指導を推進するための体制が必要
  - 地域における相談・支援体制の整備
- ※ 施設を退所した子どものうち6割強は家庭へ復帰している。  
※ 児童相談所において虐待として相談を受けたケースのうち9割は在宅で生活している。

- 児童相談所等の体制の強化  
・児童福祉司等の人員の確保、その質の向上
- 保護者指導について、児童家庭支援センターを活用するほか、一定の要件を満たす機関に対する指導委託を可能とする
- 児童家庭支援センターについて施設附置要件を撤廃し、医療機関、NPO等における設置も可能とする。
- 市町村における支援体制の整備  
・生後4か月までの全戸訪問事業、育児支援家庭訪問事業等の子育て支援事業の推進  
・要保護児童対策地域協議会の機能強化、市町村に対する研修等の支援

### 3. 自立援助ホームの見直し等自立支援策の拡充

社会的養護の下で育った子どもが他の子どもたちと公平なスタートを切れるよう、自立への支援を進めるとともに、施設等を退所した後も子どもたちを引き続き受け止め、支えとなるような支援の充実を図るため、自立支援策の拡充を図る。

○ 社会的養護の下で育った子どもたちは、施設を退所した後保護者等から支援を受けられない場合も多く、その結果様々な困難に突き当たることが多い

○ 子どもの主体性を尊重する利用形態の必要性

○ 高校進学率が上昇するなど自立年齢があがってきている現状に対応する必要

※ 児童養護施設に入所している子どものうち、高校へ進学する児童は9割強

○ 自立援助ホームの見直し

- ・都道府県に対する申込制の導入
- ・対象年齢を満20歳まで引き上げ
- ・都道府県に対する事業の実施義務化
- ・より確実な財政的支援

○ 子どもがどこに暮らしていても、生活や就労に関する相談や自助グループによる相互の意見交換を行うことができる拠点事業(地域生活・自立支援事業)のモデル実施

#### 4. 人材確保のための仕組みの拡充

社会的養護の質を確保するため、担い手となる職員とその専門性を確保するとともに、計画的に育成する体制を整備する。

○ 施設長・施設職員の質の向上を図ることが必要

○ 施設における組織だったケアとそのための人材育成を進めることが必要

○ 人材育成を計画的に進めることが必要

○ 施設長・施設職員の任用要件の明確化

○ 基幹的職員(スーパーバイザー)※を配置

・自立支援計画の作成等のケアの進行管理  
・職員の指導等

※児童養護施設等における一定の経験を有する者等のうち、一定の研修を受けた者とする

○ 国において作成する指針に人材育成に関する事項を記載

○ 国による人材育成のためのカリキュラム作成等

○ 都道府県において必要な人材を確保するための方策を、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画に記載

## 5. 措置された子どもの権利擁護の強化とケアの質の確保の方策

社会的養護の下の子どもたちは、措置によりその生活が決定されること等を踏まえ、近年起こっている施設内虐待等に対応するため、子どもの権利擁護の強化を図る。

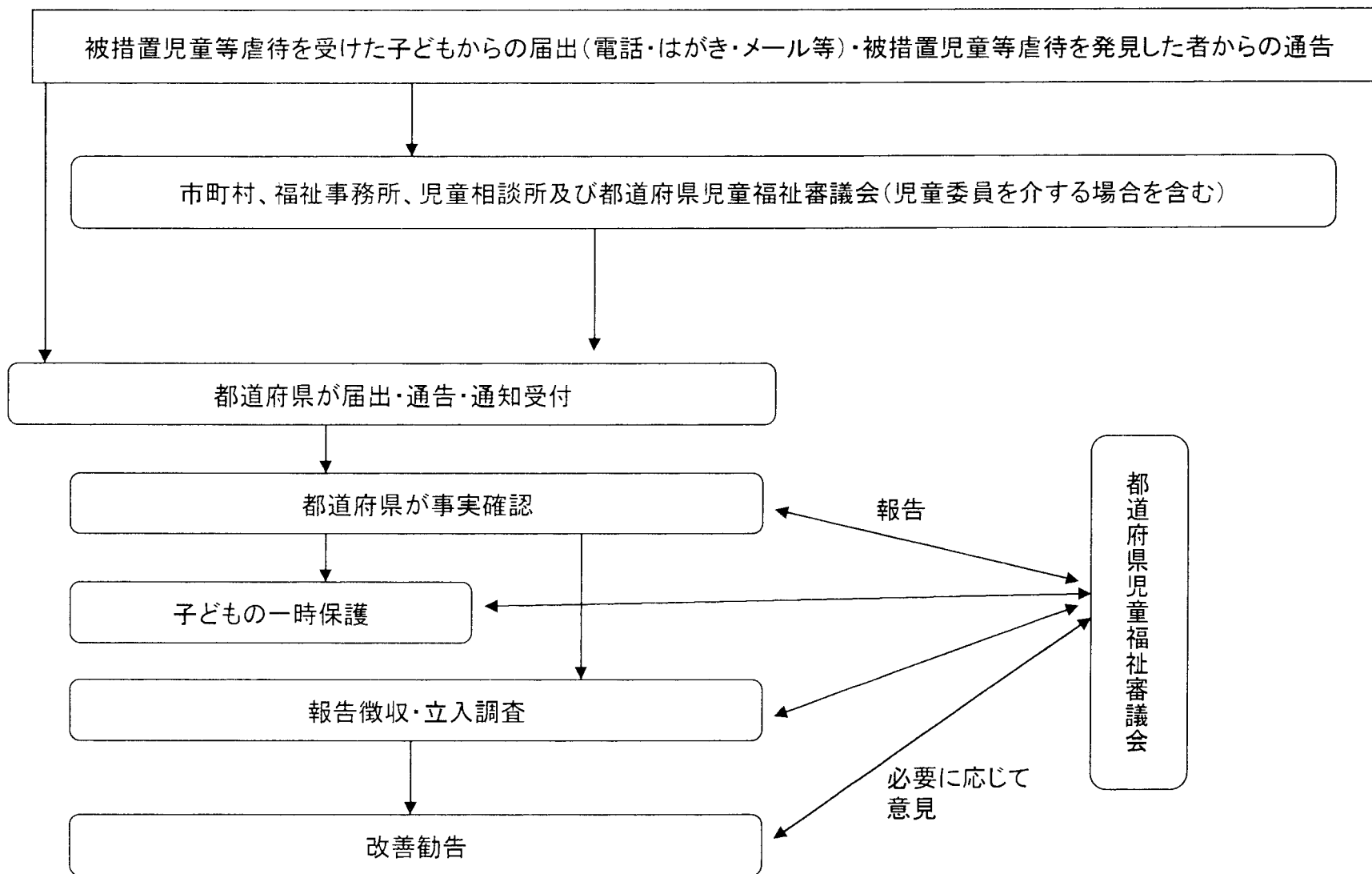
- 子どもの権利擁護に関し、客観的・専門的な視点から、子どもの意見に耳を傾けたり、都道府県に対して意見を述べる機関(第三者機関)が必要
- 都道府県においてケアの質の向上のための監査体制の充実を図ることが必要
- 施設内虐待の予防やこれに対応する制度的な枠組みが必要

- 客観性・専門性を有する機関である都道府県児童福祉審議会の調査審議事項として、措置された子どもの権利擁護に関する事項を明確化し、子どもの権利擁護に関する専門の部会を設ける等により子どもによる届出や施設職員等による通告に対応する。
- 都道府県の監査体制の整備・国による監査マニュアルの見直し
- 施設内虐待等に対する対応の整備
  - ▶ 施設内虐待の定義
    - ・施設職員等が行う身体的暴行、わいせつな行為、ネグレクト及び心理的外傷を与える行為等
    - ▶ 外部へ知らせる仕組みと通告者の不利益取扱の禁止
      - ・施設内虐待等を受けた子どもによる都道府県、都道府県児童福祉審議会への届出
      - ・発見した場合の職員等の都道府県、都道府県児童福祉審議会への通告義務、通告した職員等に対する施設による不利益取扱いの禁止
    - ▶ 都道府県の講じるべき措置の明確化
      - ・届出、通告があった施設等に対する立入調査、質問、勧告、指導、業務停止等の処分
      - ・子どもの保護等
      - ▶ 検証・報告等
        - ・施設内虐待に関する検証・調査研究、都道府県等による施設内虐待の状況等に関する公表

※ 施設内虐待等について把握した場合、都道府県は、施設の運営改善に向け、第三者を含めた対策チームを設置する等施設内虐待等が再び起こることがないように、助言、指導を継続して行う等の対応を図る。

※ 施設等における具体的な対応方法を全国的に共有化するため、国においてガイドラインを作成

## 被措置児童虐待対応の流れ(例)

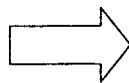


# 児童の権利擁護のための総合的な対応策

施設内虐待等の要因として指摘されている事項  
「今後目指すべき社会的養護体制に関する検討会」  
中間取りまとめより

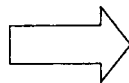
対応策

○ 子どもの抱える課題の複雑さに対応できていない職員の教育



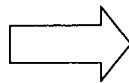
○ 研修体制の拡充  
○ 基幹的職員の配置による職員の指導等

○ 施設のケア体制の課題



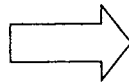
○ 子どもの状態や年齢に応じたケアが提供できるような体制の検討  
○ 基幹的職員の配置による自立支援計画等の作成・進行管理、職員の指導等

○ 自治体の監査体制の課題



○ 都道府県の監査体制の強化  
○ 国による監査マニュアルの見直し

○ 施設運営の透明性の確保の必要性



○ 施設内虐待等が起こった場合に外部へ知らせる仕組みと都道府県等による対応を法律上規定

- 施設内虐待の定義
  - ・施設職員等が行う身体的暴行、わいせつな行為、ネグレクト及び心理的外傷を与える行為等
- 外部へ知らせる仕組みと通告者の不利益取扱いの禁止
  - ・施設内虐待等を受けた子どもによる都道府県、都道府県児童福祉審議会への届出
  - ・発見した場合の職員等の都道府県、都道府県児童福祉審議会への通告義務、通告した職員等に対する施設による不利益取扱いの禁止
- 都道府県の講じるべき措置の明確化
  - ・届出、通告があった施設等に対する立入調査、質問、勧告、指導、業務停止等の処分
  - ・子どもの保護等
- 検証・報告等
  - ・施設内虐待に関する検証・調査研究、都道府県による施設内虐待の状況等に関する公表

## 6. 社会的養護体制の計画的な整備

要保護児童に対し、適切な支援を行い得るような社会的養護の提供量を確保するため、計画的な整備を進める。

- 社会的養護の提供量の不足
- 整備量や家庭的養護の促進に向けた取組に関する自治体間格差

- 都道府県地域行動計画※に社会的養護に関する事項を記載

- ・里親、ファミリーホーム事業、施設、自立援助ホーム、児童家庭支援センター、一時保護所等の提供体制の整備、質の確保策
- ・人材確保・育成のための方策
- ・権利擁護のために講じる措置

等

- 国においては行動計画策定指針※に社会的養護に関する事項を記載

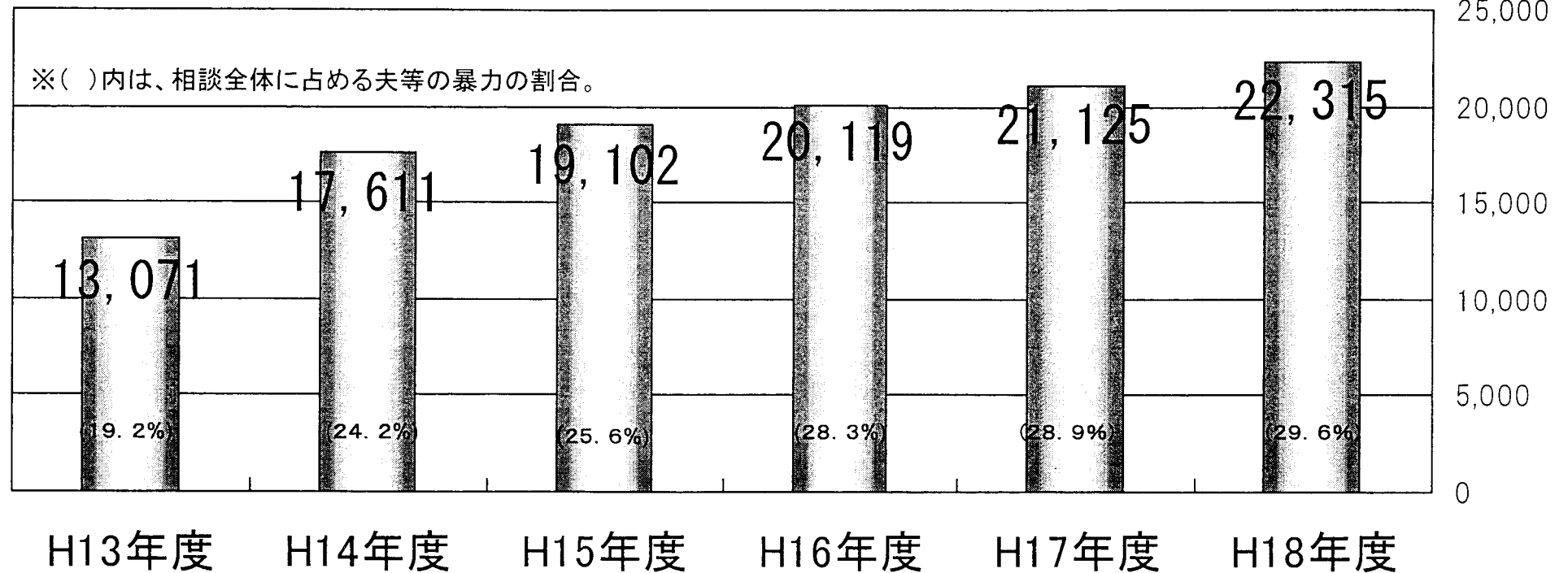
※ 次世代育成支援対策推進法に基づき、作成される計画及び指針

## 婦人相談所及び婦人相談員による相談

○ 婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数は年々増加。

夫等の暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)

(件数)



(厚生労働省家庭福祉課調べ)



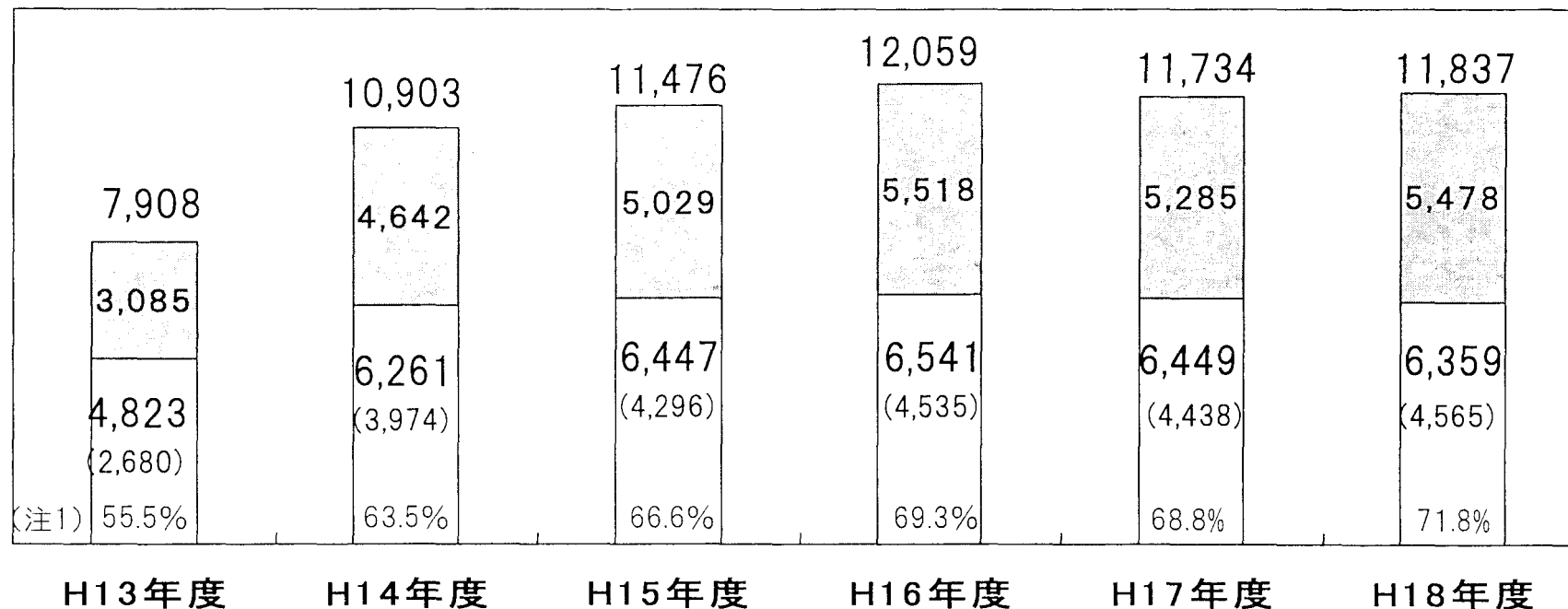
## 婦人相談所による一時保護

- 婦人相談所により一時保護された女性及び同伴家族の数を見ると、平成13年度から平成14年度にかけて大幅に増加し、その後は微増減の傾向。
- 主訴別内訳を見ると、夫等の暴力を入所理由とするものの割合が6割～7割と高くなっている。
- 平均一時保護日数は14.5日(平成18年度)

□ 一時保護された女性  
(うち夫等の暴力を理由とする者)

□ 同伴家族

(件数)



注1) 夫等の暴力を入所理由とする者の割合。

## DV被害者の一時保護委託

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 平成18年度における一時保護委託人数は、3,435人(被害女性1,467人、同伴家族1,968人)、平均在所日数13.8日となっている。
- 一時保護の委託契約施設については、平成19年4月1日現在で256施設。

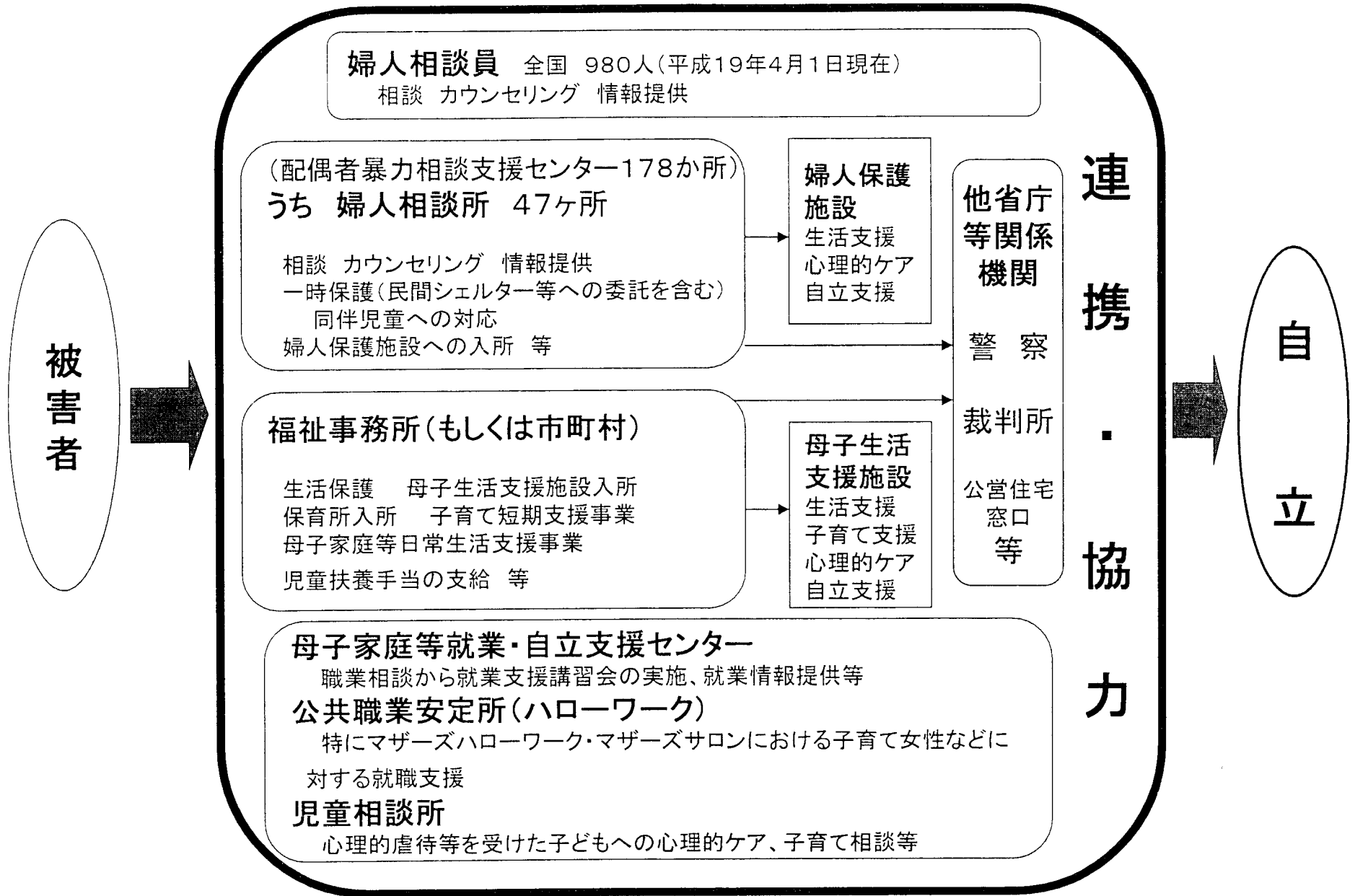
### DV法第3条第4項に基づく一時保護の委託契約施設数(平成19年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設 (注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者更生援護施設	知的障害者更生援護施設	保護施設	その他	合計
か所数 (注2)	97 (83)	89 (81)	23 (24)	19 (18)	7 (7)	6 (4)	6 (4)	4 (4)	5 (4)	256 (229)

(注1) 母子生活支援施設を除く。

(注2) ( )内は、平成18年4月1日現在

# 厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取組について



# 人身取引対策行動計画の概要

## I 人身取引対策の重要性

○人身取引は重大な人権侵害であり、人道的な観点からも迅速・的確な対応の必要

○総合的・包括的な対策を早急に講じるための行動計画の策定

○被害者を保護の対象として位置付け、きめ細かな対応

○刑罰法令の整備と取締りの強化

○人身取引を許容する要因となっていた諸制度の改正も含む人身取引の防止

## II 人身取引の実態把握の徹底

## III 総合的・包括的な人身取引対策

### 1 人身取引議定書の締結

### 5 留意事項

○内外の関係機関等(外国関係機関、NGO等)との連携 ○社会啓発・広報活動

○人身取引対策に関係する職員に対する研修・訓練 ○行動計画の検証・見直し

### 2 人身取引を防止するための

#### 諸対策

○出入国管理の強化

○旅行関係文書のセキュリティ確保

○「興行」の在留資格、査証の見直し

\* 外国機関認定資格のみによる基準充足要件の削除

○偽装結婚対策

○不法就労防止の取組み

○売買春防止対策

### 3 人身取引を撲滅するための

#### 対策

○刑事法制の整備

\* 刑法改正による人身売買行為の犯罪化

○取締りの徹底

○旅行文書等に関する情報交換の推進

○諸外国の捜査機関等との連携強化及び情報交換の推進

### 4 人身取引被害者の保護

○被害者の認知

○シェルターの提供

・婦人相談所等の活用

・民間シェルター等への一時保護委託

○カウンセリング、相談活動等の実施

○交番等に駆け込んだ被害者の保護

○被害者の在留資格の取扱い

(在留特別許可の付与)

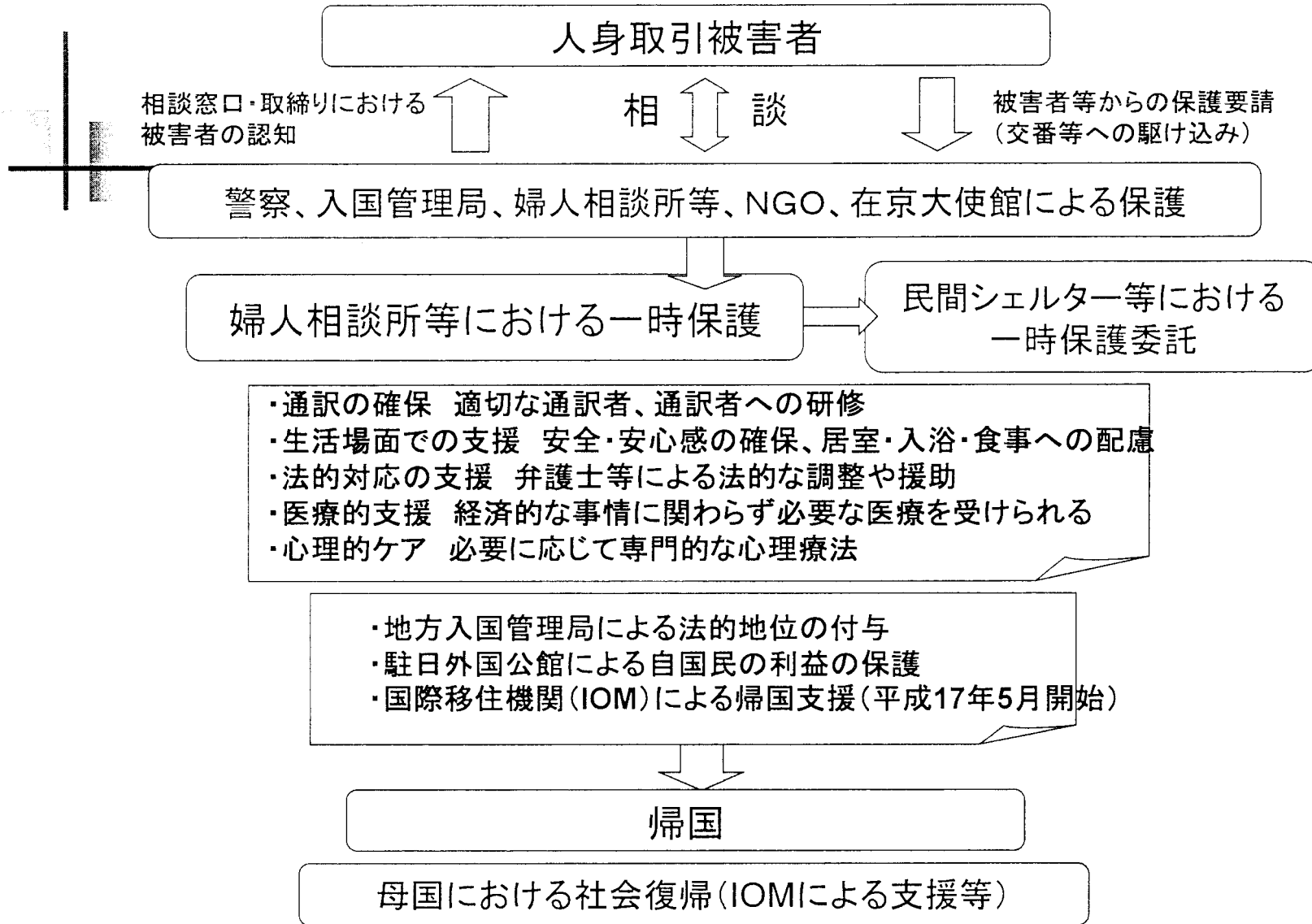
○被害者の安全の確保

○被害者の帰国支援

(国費送還、IOMを通じた帰国支援)

(外務省ホームページ資料)

# 人身取引被害者保護の流れ



# 厚生労働省における人身取引被害者への対応

厚生労働省雇用均等・児童家庭局（平成20年3月31日現在）

## 1 婦人相談所等における保護の状況

- 保護した被害者はすべて女性で合計222人。うち216人は婦人相談所が担当。その他の6人は児童相談所が担当（平成17年度5人・18年度1人）。
- フィリピン人・インドネシア人・タイ人の合計で全体の88%。
- 保護に至る相談経路の95%は警察もしくは入国管理局。
- 保護された被害者のうち18歳未満は計13人。最年少は15歳。

### ○年度別保護実績（合計222人）

平成13年度 1人（タイ1人）  
平成14年度 2人（タイ2人）  
平成15年度 6人（タイ3人・フィリピン人3人）  
平成16年度 24人（タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・ロシア1人）  
平成17年度 117人（フィリピン64人・インドネシア40人・台湾6人・タイ4人・中国2人・韓国1人）  
平成18年度 36人（インドネシア17人・フィリピン12人・タイ4人・台湾2人・韓国1人）  
平成19年度 36人（フィリピン19人・韓国5人・タイ5人・インドネシア4人・ルーマニア1人・台湾2人）

### ○都道府県別保護実績（合計222人）

愛知県	49人	長野県	29人	東京都	**23人	千葉県	23人
秋田県	18人	島根県	14人	栃木県	9人	広島県	*9人
鳥取県	9人	群馬県	7人	大阪府	7人	福岡県	6人
岐阜県	6人	神奈川県	6人	茨城県	5人	兵庫県	4人
徳島県	3人						
新潟県・静岡県・鹿児島県・沖縄県	各1人						

\*6人が島根県より、\*\*3人が群馬県より移管のため合計には算入せず

### ○一時保護委託実績（222人のうち77人）

平成17年4月1日～平成20年3月31日までに77人の一時保護委託を実施  
内訳 婦人保護施設30人・母子生活支援施設28人・民間シェルター18人  
児童自立援助ホーム1人

### ○平均保護日数 24.4日

## 2 被害者に対する支援

- 相談や支援における適切な母語通訳の確保
- 母国の文化を尊重した日常生活場面での支援
- 医師の診察や医療費の補助等による健康支援
- 必要に応じて弁護士等による法的対応支援
- 心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア
- ※ 被害者の立場に立ち、適切に保護を行うには、警察、入国管理局、大使館 IOM（国際移住機関）等の関係機関との緊密な連携が欠かせない。

## 18歳未満の人身取引被害者の一時保護実績

	平成 16年 度	平成 17年 度	平成 18年 度	平成 19年 度	計
婦人相談所	1	3	3	0	7
児童相談所	0	5	1	0	6
計	1	8	4	0	13

年齢別

15歳	3
16歳	5
17歳	5
計	13

国籍別

フィリピン	10
インドネシア	2
コロンビア	1
計	13

保護地別

愛知県	6
岐阜県	2
栃木県	1
群馬県	1
千葉県	1
東京都	1
沖縄県	1
計	13